

武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年4月

協働推進部産業観光課

1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託

(2) 業務内容

「武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

3 予算（見積限度額）

2,981,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール（予定）

月	日	曜日	内 容	備 考
4	15	水	第1回審査委員会の開催	
	17	金	案件の公示及び実施要項・仕様書・参加申込書等の配布・仕様書等に関する質問受付開始	HP公開 参加申込開始
	28	火	案件の公示終了 参加申込書の提出期限	HP公開終了
	30	木	第一次査（書類審査）の結果通知	申込者全員
企画提案書及び見積書の受付開始			質問受付開始	
5	12	火	企画提案書等に関する質問書の提出期限	
	13	水	企画提案書等に関する質問書の回答期限	HP公開
	14	木	企画提案書及び見積書の受付終了	HP公開終了
	19	火	第二次審査（プレゼンテーション審査） 第2回審査委員会の開催（候補者決定）	1者につき30分程度予定（説明、質疑各15分）
	20	水	第二次審査結果の通知	市長報告
	22	金	契約締結請求、随意契約（特命）依頼書、仕様書、執行何提出	
6	25	木	契約の締結（予定）	

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしている必要がある。
 - ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること）。
 - イ 武蔵村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - オ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。
 - カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 前号アの規定にかかわらず、武蔵村山市競争入札参加資格を有していない場合は、次に掲げる事項の書類の正本（発行から3か月以内のもの）を提出させ、確認した上で本プロポーザルに参加させることができる。ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて他自治体の競争入札参加資格を有している者は、その資格を有していることを証する書面（受付票）の提出により参加させることができる（受付票は、実印欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付したものである。）。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書
 - エ 商号登記をしていない個人にあつては、登記されていないことの証明書
 - オ 印鑑証明書（法人及び個人）
 - カ 財務諸表（法人及び個人）
 - キ 法人にあつては、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書。個人にあつては、所得税、個人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加申込書及び仕様書等説明資料の配布を行う。

8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 優先契約交渉事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 優先契約交渉事業者の選考は、別に定めるところにより置く武蔵村山市ビジネスプランコンテ

スト実施業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査することにより行う。

- (3) 選考の結果、評価点の合計が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、当該事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会委員の多数決により決し、同数のときは、委員長の決するところによる。
- (5) 選考の結果は、全参加事業者に通知する。
- (6) 参加事業者が1者になった場合でも審査を行い、審査委員会委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、優先契約交渉事業者として決定する。

9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。なお、次の提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

主管課窓口持参、郵送又は電子メールで提出すること（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと）。

なお、電子メールで提出する場合は、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係（住所等は10ページに記載）

10 第一次審査

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、令和8年4月30日（木）までに、全申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第2号様式）を電子メールにより送付する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された申込事業者は、令和8年4月30日（木）から5月7日（木）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

提出書類について、提出後の差替えは認めず、また返却しない。

11 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第3号様式として、企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】

項番	項目	記載すべき事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり必要な事項
2	同種業務の実績	本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、その概要
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制(管理責任者及び担当者の役職・氏名・所属、実務経験年数、主な同種・類似業務の業務実績及び担当する業務等)
4	提案内容	仕様書の「委託内容」に掲げる各項目についての具体的な提案
5	その他	独自の提案があれば、具体的に記載する。

(3) 提出期限

令和8年5月14日(木) 午後5時(必着)

(4) 提出部数

正本：1部 副本：6部

(5) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送で提出するものとし（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）、ファクス又は電子メールによる提出は認めない。

(6) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係（住所等は10ページに記載）

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版（一部A3版の資料折込使用可）で作成すること。縦版を基本とし、ページ番号を付すこと。

ウ 表紙には、事業者名を記載すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

なお、カラー印刷での提出も可とする。

オ 提出書類の差替え、修正又は追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったもの

については、この限りでない。

カ 提出書類は返却しない。

12 見積書の提出

- (1) 企画提案書とは別に、仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書（任意様式）を提出すること。

なお、科目ごとの算定根拠が示された内訳書を添付すること。

- (2) 見積書には、事業者の所在地、商号（又は名称）、代表者肩書き及び氏名を記載すること。
- (3) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意のこと。

- (4) 提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時（必着）

- (5) 提出方法

主管課窓口持参、郵送又は電子メールで提出すること（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと）。

なお、電子メールで提出する場合は、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。

- (6) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係（住所等は10ページに記載）

13 企画提案書等に関する質問受付及び回答

- (1) 受付期間

令和8年4月30日（木）午前9時から

令和8年5月12日（火）正午まで（必着）

- (2) 質問方法

質問事項は、質問書（第4号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

なお、実施要領、企画提案書等の記入方法、手続等、本プロポーザルにおいて必要と判断される質問のみを受け付け、受付期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

また、メール件名は「【事業者名】武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。受信確認後、受信した旨の確認メールを返信する。

- (3) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係（メールアドレス等は10ページに記載）

- (4) 回答

受付期間内に提出された全ての質問と回答について、令和8年5月13日（水）午後5時までに電子メールにより通知するとともに、市ホームページで公開する。

14 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員会委員は、5名とする。

(2) 日時（予定）

令和8年5月19日（火）とし、参加事業者に電子メールにより別途連絡する。

(3) 場所（予定）

中部地区会館（市役所4階）又はさくらホール（市民会館）

(4) 審査基準

ア 「15 審査基準 表2」の各項目に対し評価採点を行う。

イ 審査は、審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から評価を行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を加えたものを評価点とする。評価点の合計が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記項目により、企業評価及び業務評価の最高点は60点とし、これに価格評価点の最高点10点を加えた70点を最高評価点とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とし、実際に本業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 実施時間は、1事業者につき30分程度（原則として、プレゼンテーション15分以内及び質疑応答15分程度）とする。

オ プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコンは事業者が持参すること。

なお、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。ただし、市が用意する機器と事業者が用意する機器に互換性がない場合は、事業者が用意すること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

キ 審査の開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

(6) 審査結果

審査の結果は、令和8年5月20日（水）までに、第二次審査を受けた全参加事業者に対し、プロポーザル審査結果通知書（第5号様式）を電子メールにより送付する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和8年5月20日（水）から同月22日（金）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

15 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表2のとおりとする。重要な項目については、重みを掛けて採点する。価格評価の配点基準は表3のとおりとする。

【表2】

No.	評価項目	評価対象	詳細・着眼点	配点	重み
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上金、経営状況等に問題はないか。	5	
2		同種業務の実績	本業務と同等の受託実績があるか。	5	
3	業務評価	広報及び募集	どのように事業をPRし、効果的に参加者を集めることができるか。	5	×2
4		オンライン説明会	参加登録希望者対象のオンライン説明会でどのようなアプローチ、丁寧な説明ができるか。	5	
5		ワークゼミ	参加登録者対象のワークゼミでどのようなアプローチ、的確な助言等ができるか。	5	×2
6		問合せ対応	参加登録(希望)者からの問合せへの対応について、体制が整っているか。	5	×2
7		最終審査会	最終審査会で地域に根差した創業に対する機運醸成を図るため、どのような演出、運営ができるか。	5	×2
8		審査体制の構築	審査に必要な専門的な知見及び経験を有する者を含めた審査体制を構築できるか。	5	

【表3】

評価項目	見積額	配点
価格評価	見積限度額を超えた場合	失格
	見積限度額と同額	0点
	見積限度額の95%以上100%未満	2点
	見積限度額の90%以上95%未満	4点
	見積限度額の85%以上90%未満	6点
	見積限度額の80%以上85%未満	8点
	見積限度額の80%未満	10点

16 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、優先契約交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されていない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の事業者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、優先契約交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

(3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映するものとする。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

17 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領、仕様書及び武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

イ 優先契約交渉事業者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領及び決定された優先契約交渉事業者並びに審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 提供方法

市ホームページ

18 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の書類の差替え、追加及び削除は認めない。

(3) 市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した事業者に帰属するものとし、提出書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(6) 市は、事業者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

19 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出方法又は書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 見積書の金額が見積限度額を超過した場合

20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を記載した書面（任意様式）を事務局（後述）宛に提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

21 事務局（問合せ・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係 担当：豊泉・大野

電話：042-565-1111（内線225）

FAX：042-563-0793

Email：sangyo@city.musashimurayama.lg.jp